

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（狂犬病予防技術員）採用試験募集案内

◆鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課 会計年度任用職員公募担当◆
〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地（2号館3階）
電話（0859）31-9324 <https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月23日（金）～令和8年2月9日（月） ◎郵送及び持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年2月9日（月）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	令和8年2月13日（金） ◎開場時刻 午後1時 ◎試験開始時刻 午後1時30分 なお、試験開始時刻の10分前までに筆記試験会場で受付をしてください。
試験会場	鳥取県西部総合事務所 2号館2階 第21会議室（鳥取県米子市糀町一丁目160番地）
試験結果発表日	令和8年2月17日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
狂犬病予防技術員	3名	(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。）に係る次の業務 ア 予防法第6条第2項（予防法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による犬の捕獲 イ 予防法第6条第9項（予防法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による犬の処分の補助 ウ 収容した犬の飼養保管 エ その他狂犬病予防に関する事務の補助 (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「愛護法」という。）及び動愛条例に係る次の業務 ア 愛護法第35条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取り イ 愛護法第36条第2項の規定による負傷動物等の収容 ウ 愛護条例第11条第1項の規定による野犬等の収容 エ 愛護条例第13条第1項本文の規定による犬又は猫の処分 オ 動物の愛護及び管理に関する動物愛護管理員（愛護条例第20条第1項の動物愛護管理員をいう。）の事務の補助 カ 収容した動物の飼養保管 (3) 傷病鳥獣の収容事務の補助	西部総合事務所 米子保健所 生活安全課 (鳥取県米子市糀町一丁目160番地)

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車運転免許を有する人。
ただし、過去1年以内に運転免許の取消し又は停止処分を受けた者を除きます。
なお、平成29年3月12日の道路交通法改正以降に普通自動車運転免許を取得された場合は、準中型自動車運転免許が必要です。（業務で車両重量3.5tを超える自動車を運転するため）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
 - 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 求める人材

- (1) 業務の遂行に必要な基礎体力を有していること。
- (2) 県民等からの犬、猫等の苦情等に対して、適切な対応ができること。
- (3) 犬、猫等の取扱いに関する知識及び技術を有していること。
- (4) パソコンのワープロソフト（ワード）、表計算ソフト（エクセル）等を使用して、文書作成及びデータ入力の実務経験、又は操作能力を有している人。

5 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	100点	狂犬病予防技術員として必要な知識を確認するための選択問題と狂犬病予防又は動物愛護等についての簡単な作文（400字程度）による筆記試験（約50分）
人物試験	210点	個別面接による人物についての口述試験（約10分）

6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

7 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 9,770円～11,320円（経験年数に応じて決定） ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれにあります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日、国民の祝日及び年末年始にも勤務を指示する場合もあります。 ※上記の勤務時間の他、時間外勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書（受験票含む） 1部 <u>※申込書に顔写真を貼付すること。</u> (2)自動車運転免許証の写し 1部 (3)受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること） <u>※持参による申込者は、(3)は不要です。</u>
申込先	（郵送・持参） 鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課 会計年度任用職員公募担当 〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地（2号館3階） 電話(0859) 31-9324 https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/
申込書の記載方 法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入ください。 <u>携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。</u> 4 最終学歴欄には、最終学歴だけ記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和8年2月12日（木）までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。
注意事項	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員（狂犬病予防技術員）受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

9 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※補欠合格有効期限 令和8年2月24日（火）

10 試験結果の発表

採用予定者等受験番号を鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載します。また、試験結果について全員に通知します。採用予定者には、発表日以後に採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

11 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（2号館3階）

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

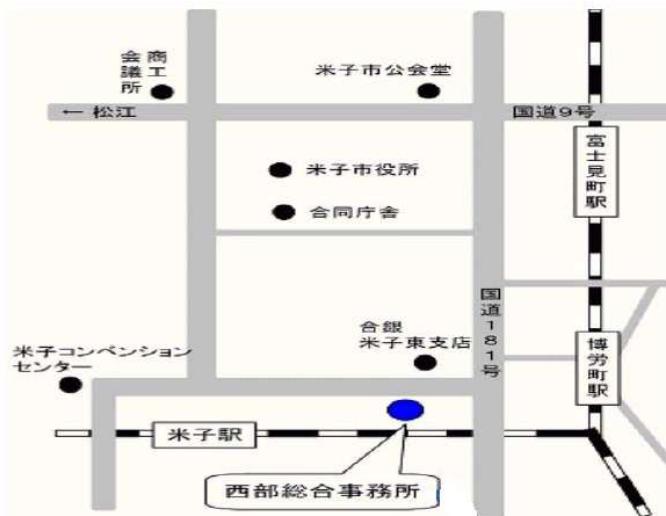
12 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、筆記用具（H B又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

14 試験会場案内図



2号館 2階



(駐車場側)